

会議録
令和2年第2回更別村議会臨時会
第1日（令和2年4月16日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 承認第 3号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任の専決処分の承認を求
める件
- 第 6 議案第25号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	産業課長	本内秀明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	高瀬大輔
書記	加藤廣衛		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和2年第2回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、今日パンデミック発症とともに全世界を席卷している新型コロナウイルス感染症の広がり、地球規模で猛威を振るい、私たちは人類史上かつてない大きな脅威にさらされております。4月15日正午時点での感染者数は国外で194万3,000人、死亡者数は12万5,000人を数え、国内では8,100人の感染者と119人の死亡者が確認されております。道内におきましても感染者が279人、死亡者12人となり、いまだ増加傾向に歯止めがかかっておりません。

本村におきましても3月議会でのご報告以後、国の緊急事態宣言を受け、これまでの対策会議から対策本部に組織を移行し、事実上2回目となる札幌市と北海道の緊急共同宣言に基づき医療、保健、福祉、教育などの関係機関との連携を密にしながら、新型コロナウイルスの感染拡大阻止に向けて全庁を挙げて村民の皆様、職員と共に取り組んできたところであります。しかしながら、今回のような自らにつながる大切な人や愛する人の命と健康を脅かす目に見えない感染症との闘いは、その終息に至るまでにはこれまで以上に多くの困難を伴うことが考えられます。そのような中、自らの命も顧みず病魔に立ち向かっている医療関係者の皆様の粉骨砕身のご努力には、最大限の感謝と敬意を表するものであります。今こそ全ての人々が危機意識を持ち、うつさない、うつらないの精神の下、心を一つにして絆を深め、いかなるときも自らができることは何なのかを真剣に考えながら、自らが主体的に行動することが強く求められております。

この感染症の蔓延により日々国民一人一人の通常な生活の営みが阻害されているばかりではなく、経済活動の停滞により国内外経済の大規模な影響が懸念をされ、市場経済も大きく後退を余儀なくされているのが現状であります。本村におきましても、国や道からの不要不急の外出や会食、イベントの自粛が要請されたことに伴い、村内経済にも少なからぬ打撃を受けております。先日その実態を速やかに把握すべく商工会の協力を得て、事業者の皆さんへの聞き取り調査を行いました。調査を行った結果、34事業者中19事業所で前年3月同期での売上の減少額が3,619万円にまで上っていることが明らかになりました。また、休業した事業所を除くと減少率は最大で78.9%、最小で3.7%でありました。今後早急な国の緊急対策、持続化給付金等の実施が待たれるところではありますが、50%の減少率という国の給付対象にならない事業者も数多くあり、対象となった場合でも交付時期が5月下旬以降

になると思われることから、この間の事業者への運転資金のつなぎ的な資金対策の緊急かつ速やかな実施が不可欠であると判断し、村単独で先行して実行することとしました。また、村商工会からの要請もあり、今般村において新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業継続支援給付金制度を新たに策定し、一般会計補正予算案として今議会に計上させていただきました。事態の深刻さに危機感とスピード感を持って施策の速やかな実行に努めてまいりたく、ぜひともご同意を心からお願いをするものであります。今後は、住民向けに商品券の発行等など消費喚起や生活擁護の施策について、国の動向も注視をしながら検討してまいりたいというふうと考えております。

また、3月議会で可決いただきました本年度予算執行方針、事業計画の下、引き続き自覚と責任を持ち、第6期総合計画の年次目標達成と各種施策の着実な実施に向け、職員一丸となって邁進する決意でもあります。これまで以上に議員各位の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

春耕の時期を迎え、村のあちこちから力強いトラクターの槌音が響く待望の季節がやってまいりました。これからの農作業が安全かつ順調に進められ、本年もまた豊穡の秋が迎えられることを切に願うところであります。

本臨時会におきましては、専決の承認案件1件と令和2年度更別村一般会計補正予算の件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番、小谷さん、4番、松橋さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

さきの本会議において議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ4月16日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたからご了承願います。

◎日程第5 承認第3号

○議 長 日程第5、承認第3号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任の専決処分承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第3号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任の専決処分承認を求める件であります。

更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、ご承認を求めます。

理由といたしまして、地方自治法第179条3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。次のページは専決処分書であります。

更別村固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任し、議会の議決すべき事件について

て特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものであります。

更別村固定資産評価審査委員会委員として専決処分により選任をお願いする方は、更別村字上更別南15線73番地2にお住まいの富士野耕一様、昭和25年6月3日生まれ、69歳であります。

理由といたしまして、当該委員の任期満了に伴い新たな委員を選任する必要が生じたためであります。

富士野耕一様におかれましては、平成17年より本村の固定資産評価審査委員会委員として本村の固定資産の評価、審査にご尽力をいただいております。地域からも信頼が厚く、公平で人格、見識とも優れ、委員としてふさわしい方であります。よって、引き続き委員として選任しようとするものであります。

なお、任期は令和2年3月20日より3年間であります。

以上、ご提案を申し上げ、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 委員さんに、富士野さんは長年やられているし、適正であると、そのことは分かりますし、了解もしています。それで、もう少しお話を聞きたいのですけれども、委員の任期は責任がありますから、何日までと書いてあるでしょうし、もう少しその辺できちっと、委員の任命を専決をするというのは前例のないことであると思います。どうしてこういうことになったのか、もう少し分かるように。

それと、もう一点、それは全員協議会に諮られましたですけれども、全員協議会でいい、悪いとかでなくて、それはもう専決をしましたと言われて報告を受けただけなのです。そのスタイルについてもちょっと私としては整理がついていないと思うのですけれども。例えばコロナで集まることが無理でしたと。全員って議員を集めたり、職員さん集める。そういう理由であれば何か納得は少しできますけれども、その前日だか近々まで本会議を開いている中で、そういうことについて一つも今お話がなかったのです、こういうお話をするとなられた方に非常に迷惑かもしれませんけれども、本人は立派な人で、何期もやられているのですから、そのことについてはとやかく言いませんけれども、もう少しきちっとした、専決というのは文書に書いてある、4つありますように、どうしても議員が集まらない、例えば東松島みたいに亡くなった方もいる。そういう災害。どうしても今回考えればコロナで集められなかったよと。これ私が考える分です。そうでなければあと考えようがないのですけれども、その辺の説明をきちっとしてください。承認はもちろんしますけれども、説明を求めます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 このたび更別村固定資産評価審査委員会、富士野耕一委員の任期が令和2年3月19日で満了となりますことから、令和2年第1回議会定例会に選任同意に関わる議案を提出する必要があったにもかかわらず、これを失念し、3月18日付で専決処分により富士野耕一委員を再度選任せざるを得ないということになりました。議会の同意の議決をいただいた上で選任しなければならないものでございますが、このようなこととなってしまいまして、深く反省をしているところでございます。今後このようなことが起きないよう職員全員で確認し、点検を徹底してまいりたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

本件、専決処分ということでさせていただきましたけれども、地方自治法第179条の規定では普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事、または副市町村長の選任の同意及び252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意についてはこの限りではないと規定されておりまして、副村長の選任同意のみが専決処分をすることが許されておられません。法的には問題ないところではございますが、議会の議決が必要なものは全て本村の重要事項でありまして、専決処分は地方自治法の要件を満たす必要最小限のものにとどめるべきものと承知をしているところでございます。本件につきましても委員の任期満了前日に発覚したものでございまして、議会を招集する時間的余裕がなく、委員の選任に空白期間を生じさせないためにやむを得ず専決処分としたものでございます。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 その179条なりなんなりは、それはそのとおりなのでしょうけれども、なられた方に非常に失礼というか、そういうことなのです。そういうことは伝わっていないでしょうけれども、今日伝わるでしょうけれども、ネットに出ていますから。あまりにも、もろもろ行政の責任であるのしょうけれども、失念をしていたかと、そういう、本当に非常に、委員をお願いして、こればかりでないですけども、その辺は少し反省をさせていただかなければ、これでやめますけれども、本当に失礼な話だと思います、行政の任用、本当にご足労かけている中において。そのことは肝に銘じてほしいと。

これで終わります。

○議 長 西山村長。

○村 長 大変申し訳ありません。本当に松橋議員さんご指摘のとおりであります。富士野耕一委員さんの選任につきましても失礼のないように私のほうから本日伺いまして、おわび申し上げていきたいというふうに思っております。

また、本来であるならば議会に、3月議会等に、任期が終了しました時点で速やかに皆さ

んにお諮りをするのが筋でございます。そういう点では、失念とは申しましたけれども、これについては私は事務上の本当にミスであるというふうに考えておりますし、今後このようなことが起きないように先日の課長会議及び訓示の中でこういう部分についてはしっかりと確認をして、行政事務を遂行するようというところで申し渡しました。ということで、各議員の皆さんにはこういう形になって、専決のご承認ということでいただく形になりましたことを深くおわびし、今後このような事態が起こらないように行政として対応していきたいというふうに思います。大変申し訳ありませんでした。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから承認第3号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第25号

○議 長 日程第6、議案第25号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第25号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第1号)であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億47万1,000円とするものであります。

それでは、歳出のほうからご説明を申し上げます。6ページです。款7商工費で1,500万円を追加し、補正後の予算額を1億3,398万9,000円とするものであります。

項1商工費、目2商工業振興費で1,500万円の追加であります。説明欄にまいりまして、(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業、節18負担金補助及び交付金、給付費で中小企業緊急支援事業給付金として1,500万円を追加するものであります。これは、国、道の新型コロナウイルス感染症による各自肅要請に鑑み、村内事業者の昨年3月同期の売上げが減少していることに鑑み、運転資金等、つなぎ資金等を緊急に支援をする必要があると考えるためということであります。

次に、歳入にまいります。5ページでございます。款17繰入金で1,500万円を追加し、補正後の予算額を4億1,372万1,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で1,500万円の追加でありまして、財調から繰り入れるものであります。

なお、令和2年度中小企業緊急支援事業給付金支給要綱などの資料を添付しております。新制度の内容等につきまして、本内産業課長より補足説明をいたさせます。また、緊急の提案となりましたので、皆様方におかれましては緊急の提案ということで、非常に本当にもう少し丁寧なというふうなことも、ご意見も伺っております。この場をお借りしておわびを申し上げます。

以上、ご提案申し上げまして、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の緊急支援事業につきましては、冒頭村長からもご説明ございましたけれども、商工会のご協力いただきまして実施しました影響額調査の結果等踏まえて制度設計してございます。まずは、調査結果についてご説明をさせていただきます。調査につきましては、3月中の影響が多いと思われる飲食、サービス業などを対象といたしまして、昨年3月期と本年3月期の売上高を申告方式により調査をいたしております。調査の期間としましては、4月の6日から13日にかけて行っております。調査を行いました34事業者のうち売上げが減少となったのが19件、影響のなかったところが8件、増加しているのが3件、未回答4件、減少率につきましては休業した1事業者を除きますと最低3.7%から78.9%、減少額については最少額で11万5,000円、最大で1,419万円となっております。19件の合計影響額の総額は、3,619万円という調査結果でございました。現在国のほうで検討していると公表されております中小企業への持続化給付金につきましては、今月末の予算成立後からの実施が見込まれているところでございます。給付金の交付、実際に交付されるのは5月の末頃以降となる可能性もございます。売上げの減少が直接運転資金不足等に直結する事業者に対しまして即効性の高い対策を講ずる必要があると判断いたしまして、商工会等の要望を受け、緊急対策を実施するものでございます。

予算資料として本制度の要綱を提出してございます。要綱に沿って制度内容をご説明したいと存じます。議案資料をお開きください。第1条は、制度の趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症対策として不要不急の外出や多人数での会食、イベントの自粛などが要請されていたことに伴いまして売上げが減少した事業者に対し、事業継続の支援を目的として給付金を支給することとしてございます。

第2条につきましては、支給対象者を定めております。中小企業基本法第2条第1項各号に定めるものであって、村内に事務所または事業所を有するものを基本としております。この要件につきましては、更別村中小企業振興条例の中小企業者の定義に準じているところでございます。この基本要件を満たすものうち新型コロナウイルス感染症の発生に起因し、令和2年3月期の売上高が平成31年3月期の売上高より減少しているもの、この昨年3月期の売上高がない場合につきましては、平成31年4月以降に開業した方については令和

元年の12月期から令和2年の2月期までの平均売上高を3月期の売上げとみなすこととしてございます。まず、1点目がこの要件、もう一点が村税の滞納がない方、この2つを満たす方に支給をするものでございます。

第3条につきましては、給付金の額を定めるものでございます。給付金の額は、平成31年3月期の売上高から令和2年3月期の売上高を差し引いた額と50万円のいずれか低い額、1,000円未満の端数については切捨てをさせていただきたいと思っております。まず、これが第1項で定めている3月期分の給付の金額でございます。

2項につきましては、3月期に引き続いて4月期の売上げも減少している場合の給付要件でございます。総額50万円の限度額については3月、4月併せて変わらないということでございます。3月期の給付額が50万円に満たない場合、かつ4月も同様に減少している場合につきましては合わせて、50万円を限度に支給の対象としたいと考えているところでございます。

第4条につきましては、申請方法を定めてございます。

次のページをお開きください。所定の別記第1号様式の申請書に売上高等の確認に係る調書、こちらは様式の別記第2号、第3号、4ページ、5ページに載ってございます。これを添付していただくこととしてございます。この売上高を確認する調書につきましては、売上高を証する書類の添付、もしくは税理士等の確認が必要となっているところでございます。この添付書類、もしくは確認によりまして売上高の確認をするということでございます。

第4条の第2項でございますが、3月期、4月期ともに給付の対象となる場合につきましては、3月期、4月期それぞれ月ごとに申請をすることを可能としているところでございます。こちらにつきましては、3月期の売上げが自粛要請期間等になってございました期間を含んでおりますので、この期間の影響が大きいものというふうに判断しているところでございますが、4月期についても引き続き対象となる場合がございますので、この3月、4月を併せてとなりますと、5月以降の申請給付となってしまいますことから、3月中の影響に対する給付については速やかに行うことができるよう設計してございます。そのため、3月分のみを4月に申請をしていただき、引き続き4月もある場合には5月以降に申請をしていただく分割の申請を可能としております。

なお、3月期の影響額、4月期併せまして5月に一括請求していただくことも可能でございます。

第5条につきましては、支給の決定について定めてございます。支給、不支給の決定については、通知により申請者に行うこととしてございます。

第6条につきましては、給付金の返還要件でございます。

第7条につきましては、委任の規定でございます。

附則といたしまして、本要綱の施行日は公布の日とするものということで、予算成立後速やかに公布をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第25号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 要綱の中で、第2条の第1号の部分でちょっと確認させてください。

これ去年と今年の比較ということで考えられたと思うのですが、これ一般論なのだと思います。ある程度平均値をやっぱり出していかなければならないというふうに私思うのです。なぜ去年だけの数値を使って今年と比較するのかと思うのですが、これが2年、3年、平準値を求めた中で今年は幾らぐらいコロナによって被害を被ったのか、そういう出し方もあるのでないのかなと思うのですが、その点いかがでしょう。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまのご質問でございます。

今回につきましては、3月期の売上げ比較というようにさせていただいたところがございます。国のほうで行われております様々な特別融資等につきまして、そういったものの要件を参照させていただいているところでもございます。通常商業関係でいきますと、毎月の売上げというのは一定になっている業種もあれば、波のある業種もございます。そういった中で、平均で年間の所得を保障するような意味合いでいきますと、お考えのような考え方もあろうかと思いますが、今回につきましては売上げ、非常に消費動向の高いと思われる3月期に影響を被っておられる事業者の方が多いというところから、同月時期の比較によってその以降の、毎年3月はこのぐらい、4月にこのぐらいというようなことで、事業を継続する、運転を行う運転資金の見込み、そういったものの影響も考慮して、一月単位での比較とさせていただいたところがございます。また、年間を通じての当然影響というものも今後も想定される場所もございますけれども、そちらにつきましてはそういったものが一定程度落ち着いてからでなければ必要な金額というものもなかなか算出が難しいというふうにも考えてございまして、冒頭の説明でも申しましたとおり、即効性の高いものとして制度設計をさせていただいたところがございます。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 これ算出の考え方なのだと思いますけれども、たまたま去年は3月分だけ物すご

く収益上がってしまったと。おととしはたまたま平準だったというようなケースもあると思うのです。私が今言いたいのは、毎月、年間通してどのぐらいになるかと、そういうことではなくて、3月は3月でいいのですけれども、最低限、要するに去年の3月分とおととしの3月分、そういったことを見比べた中でどのぐらい影響あったのか、それに対して差額を支給するよというような、そういう考え方がないかなということを今言いたかっただけです。そういうことで、今ちょっともう一回再度質問したいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 確かに3月期を数年分の平均というような考え方も当然であろうかと存じます。このあたりは制度の設計の仕方ということにはなってしまうのですが、どうしても営業内容、またそのときの社会動向によっていろいろ変化が、波があるものというふうに認識してございます。今回のこの新型コロナウイルスに係るものというのは特別な経済状況になっているというふうに認識してございますが、これまでの部分を平均してというよりは直近、昨年からの比較がやはり今後の、昨年の売上げ状況から次の年の営業の内容とか、そういったものも事業者の方には、直近のものを考慮して計画を立てられているものというふうに考えてございまして、直近からの見込みがどの程度減少しているのかということも今回は重視をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっともう少し立ち入ったところで質問させていただきます。

今般の緊急対策ということでの支援を、商工を中心とした中で緊急対策を打ちたいというご提案でございますけれども、確かに飲食業の部分、私が聞いていても具体的数字は出せないほど減少しているという話は実際に聞いておりますけれども、ここで中小企業の関係、飲食を中心とした中でやはり影響が出ているということからすると、今確かに短い期間の調査をして、影響があったという事業所が19件あるということでございますけれども、その減少幅も極めて低い中からかなり厳しい減少額もあるという、聞き取り通しての調査の中の結論ですから、それはそれなりの中での結果でございますので、重んじなければならないのですけれども、基本的に34事業所の中の19件が影響が出ているというのは、これは調査の結果ですので、納得しますけれども、なぜこのコロナ対策において商工だけをターゲットにした調査をしたのか。これは、あくまでもやはり更別村独自の対策として農業関係の内容も含めてかなり大きなウエートを占めている中の部分も非常に枝肉含めて下落をしております。確かに国の支援も一番ということもございまして、そういうものも含めた中での全体的、公的なものは別にしてもやっぱり更別村として今基幹産業も含めて、商工も含めてどうしなければならないかということの緊急的な対策をどう打つべきかというのが私はこの対策の趣旨であって、そうあるべきだと思っているのです。今いろいろ種々説明受けていますけれども、はっきり言って国の支援、道の支援を待っているのだったら待てばいいだけです。結果待ちで。だけれども、ここは更別村としてどうしなければならないかという、緊

急対策を打ちたいという提案があって、思いがあって、提案しているはずですが、やっぱりもっと私としてはそういう部分の経過、なぜ商工だけにしたのかという理由も含めて少し説明していただきたいというふうに思いますけれども。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご質問のご指摘もごもっともかなと思ってございます。冒頭ご説明をその分について触れて説明をしてなかったところなのですけれども、今回経済状況、この新型コロナウイルスに係る影響が村内でどのようになっているかという部分につきましては、かねてから商工会、また農協等とも情報交換をしながら状況等の把握に努めてきていたところでございます。そうした中で、今般基幹産業の農業関係につきましても非常に和牛価格が低迷しておりまして、既にマルキンが発動しているだとかという情勢も踏まえてございます。また、出荷はされているものの荷動きが非常に鈍く、生産価格がちょっと本生産で下がってしまうようなお話も聞いているところでございます。ただ、そういったものが実際にどのような影響になっていくかと。下がっていると、影響があるという実態は村としても踏まえてございますが、これに対して今何をすべきかという点について協議をさせていただいたところ、もう少しやはり農業の生産の仕組みの中から現在運転資金等について営農の継続に支障が直ちに何かなければ出るというような状況にはないというふうにお伺いしたところでございます。そうした中で農業関係、またそれぞれ村民の生活等に係る対策につきましては、引き続き必要な時期に所要の対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございますが、今回は商業者に係る3月期の売上げが今後の運転資金等の枯渇に直接的に影響があり、またそれに伴う新たな借入れを起こさなければならないというような事案も生じてくるおそれがあるというところから、今回この対策のみを先行して提案をさせていただいているところでございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今本内課長のほうから説明させていただきましたが、安村議員さんおっしゃるとおりです。やっぱり全体として商工業者、農業者もかなり被害受けています。本当に今マルキンの話ありましたけれども、和牛の価格市場がちょっと低迷をしているところもありますし、大変ご苦労をされているという話もお聞きしております。また、消費の喚起ということで、消費が落ち込んでいる、あるいは非常に休業等、あるいは子どもの休校等によって仕事を休まなければいけないという方についてはこれもまた大きな影響を受けていると思います。村全体として緊急対策をどのように打ち出していくかというのはごもっともでありますし、その部分については緊急対策会議の当初から、宣言が出された部分の前から速やかに、特に商工業、飲食業含めてかなり大きな影響が出ているかということで、早急に現状を把握してくださいということで村のほうでも私のほうから指示を出しました。そして、商工業のほうだけということではありません。調べるとやはり議員さんたちからもいろいろなお話もありましたし、早く手を打たなければいけないのではないかというご意見もたくさんお聞きしております。その部分については、やっぱり火急に運転資金等、次の営業が

できなかつたり、あるいは廃業、閉鎖に追い込まれるという状況をそのまま座して見過ごすわけにはいかないという状況に来ているというふうに判断しましたので、まず全体を支援するということは当たり前でございますけれども、商工業者の今すぐの運転資金、あるいはつなぎ資金について火急速やかに支援をしていくということでもあります。そのことと農業者の関係、それと消費喚起、商品券とかプレミアム商品券とありますけれども、これについては同時に今検討しております。速やかにこの部分について対応が、あるいは国の動向もありますけれども、今回の商工に関しては国、道よりも先行した形で行っております。これは、村として猶予すべき状況ではないと私も判断したからであります。速やかに今多方面の部分についてもしっかりと状況を把握しながら、安村議員さんのご指摘のとおり、村全体としてこの新型コロナウイルスの感染症に対する経済対策、あるいは住民の生活を守る対策についてしっかりと緊急性を持って講じていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご回答いただいたのですけれども、私あくまでも農業者の関係につきましてもは一例を申し上げただけであって、野菜価格もかなり低迷した中で動いておりますので、ぜひともその点は全体の、農業生産の全体的な枠を見ながらもう少し詳細に検討していただきたいというふうに思っておりますけれども、次にちょっと確認だけさせていただきます。今支給要領につきましても、これは多分捉え方によっては損失補填という部分の捉え方も私はできるのではないかとこのように思っております。これ基本的に国は国としていいのですけれども、損失補填という部分で仮に解釈されてしまうとするならば、ほかの今後影響が出てくる部分についての金額も含めて村はそれなりに対策を打たなければならないというふうに判断するのが正しいのではないかとこのように思われますけれども、その点のご説明というか、見解を求めたいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 損失補填というような捉え方もできるのではないかとこのようにご指摘でございますけれども、あくまで一定の基準を満たした、給付金ということでございますので、一定の要件を満たした方に申請に基づいて給付をするということでございます。先ほどの損失補填ということでいきますと、単純に売上げではなく、所得の比較になろうかなと思っております。今回につきましては、純粹に売上高での比較というようなところでございまして、この表現を変えますと、現在3月期において赤字か黒字かというようなところを想定しているものではございません。結果的に、先ほど上田議員の指摘も、ご質問の中にもそういった趣旨のことも含まれていたのかなとも思っておりますけれども、年間通じての所得が最終的にどうであったかというのはこの後の結果に基づくものかなというふうに思っております。あくまで現在の村内の事業所がこの事態に伴って営業が継続できなくなるといったような運転資金等の枯渇に対応するための給付制度というふうなところでございまして、赤字補填的な、損失補填的な意味合いとは違うものということで考えているところでご

ざいます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 極めて難しい判断になるかなというふうに私自身は思っています。赤字補填でないという言葉尻をただ述べるのではなくて、赤字補填でないという部分を見ると、運転資金だという部分を補填するのであれば、この方法がでは本当に正しいのですかという議論にもなりかねません。今中小企業の条例があつて、5,000万以上の貸付金があつて、それは村内の業者が借りて、金利補填も含めて、そういう方法もあるでしょうし、いろんなパターンがある中であえて3月期、4月期の部分についての減収額を前年の同期、同月の差額について補填をするということはまさしくどう考えても損失補填というよりも所得補償の、所得の補填しかないと。それは、一般的に考えた解釈論としては僕はそういうふうに解釈すべきだと思う。経営的に安定させる、継続させたいというのだったら、僕はこのやり方が正しい、正しくないでなくて、もっとやっぱり全体的に村民が納得できるような形の部分の協議というのはあつてしかりだと思うのです。緊急対策だ、それは分かります。緊急対策がゆえにやっぱり緊急に即村の決断で実施するという部分の方向性がないと、やれ税理士の証明書が必要だ、減収部分の証明書必要だ、申請するのに1か月も2か月もかかつて、それって基本的に緊急対策で、経営をある程度バックアップしたい、維持してあげたい、僕だってそう思っています、本当に。心の底から。商工潰れても困るのです、本当に。小売店も含めて。困るがゆえに何とかしてあげたいのです。だけれども、この形で損失補填でないという言い方を弁明されても基本的に19事業所が今苦難にある、その一部も詳細、何割減収しているかという部分も影響ないところもあつたりということで、19事業所は影響出ているという部分でございましたけれども、それが基本的にその分の減収分を補填する意味で足り得る事業なのかと考えたときに、対策になるかというふうに考えたときにやっぱりそこは疑問視、疑問符出ると思うのです、一般的に聞いていて。思いませんか。確かに34事業所があつて、調査した結果、19の営業所が影響出ましたと。出ています。だから、緊急対策です。3月分、4月分、それぞれ減収分、前年度同期の差額分を補填しますというか、支給しますと。支給要領ですから。実質的に50万円です、マックス。4月も含めてマックス50万です。これが申請書も含めて、それが本当に緊急対策になるのですかという部分、非常に疑問がはっきり言って残ります。もう少し聞いてください。だから、緊急であれば緊急の対策をやっぱり打って、村長が先ほど説明していただいたように、14日付の陸別、大樹、これは期間かかります。はっきり言いまして。期間かかるけれども、商工に関わる部分の人たち、いわゆる住民を含めた中でコロナ対策に対してどうあるべきなのか十分検討しているのです、これは。分かりますか。住民を巻き込んだ中でどうしようかということの対策を打とうとしているのです、これは。いい、悪い別ですよ。だから、それは包括的に同時進行しますよといいながら、基本的にやっぱり村民を巻き込んだ形の税金を投与していかないと、目先の50万、2か月分でしょうけれども、50万の上限でやったってこれは対策というか、緊急対策というよりも、これは補填というよりも一時金、一時しのぎのお金にしかならない。

それであれば、もう少し同時進行だといいながら併せていろんな分で対策を打つということを出向きに出していってこれないと、これではちょっとやっぱり不安要素が多いと思いますけれども、何か回答したくてどうしようもないみたいなので。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのお話ありました。私ごもつともだと思っています。ただ、赤字補填とか、今課長が語る説明しましたけれども、決して赤字補填とか、そういうことではありません。緊急事態です。だから、この緊急事態に対して事業所が閉鎖するとか廃業に追い込まれるということを行政として、村のトップとしてこれは見過ごすわけにはいかないです。そこはしっかり、今困っている、助けてくれと言っているのですから、それに手を差し伸べるのは行政としての当然の責務であります。対策会議においては、いろいろな形でこの緊急支援の部分については今論議をしていますし、その論議の継続中でありまして。ほかの町村がやっているような利子補給、これも考えられます。しかしながら、融資は借金であります。利子補給をするということは間違いではありませんけれども、正しいと思いますけれども、しかし肝腎なことはその融資を受けた商工事業者がそれを返すこと。年間増えますと思えますけれども、返還回数は。その部分も考えていかなければいけないということになります。すると、融資を受けて、その部分を考えても今緊急に必要なことは、利子補給も大事ですけれども、それも今議題にのっていますけれども、その部分を含めてやっぱりしっかり、今当座何が必要なのかと。村の商工業を守っていく、そのためにはこの対策は決して一時しのぎではありません。次の手、次の手、国、道の施策をもってしてそれに応じて聞き取りもし、住民の皆さんの意見も聞きながら、また議員の皆さんの意見も聞きながら、二の手、三の手を打っていくことが大事だというふうに思うのです。したがって、今本当に全体のことを考え、そしてやっていかなければいけないということは当然のことです。そして、ほかの部分については今継続して議論をしています。各課を集めて緊急本部会議をしていますけれども、その中で具体的な支援はどうしたらいいのか、利子補給、あるいは国から出てくる各家庭、あるいは児童手当とか、いろんな分あります。その部分も含めて先にできること、あるいは後から間に合うもの、そのこともしっかりと勘案しながら、今村としてやるべきことは何なのかということは今考えながら実行しているところであります。その点では不十分なところもありますけれども、今後その辺をやはり慎重に検討しながら、そして先ほどの手続もいろんな、ありますけれども、私は円滑に速やかにその手続が、支給ができるように今指示をしております。したがって、場合によっては1階のロビーにその部分の新たな窓口、あるいは今1世帯ですか、10万円というようなお話もあります。そのときに備えていわゆる特別チームを組んで、そういうような受付業務、あるいは申請業務を受ける体制も今のうちから整えないと間に合いません。今その段階に入っております。したがって、そのことも含めて具体的な支援、そして国や道の施策が決まったときにどういう形で対応できるのかという事務処理のことも含めてしっかりと対応を考えているところでありますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 最後ですけれども、最後というか、説明いただいていますので、これ以上はあれなのですけれども、もし仮に、村長が今熱く語っていただいたように、商工、大変な時期だ、それは目先の部分で日銭で一生懸命頑張っている商工ですから、一日たりとも収益がなければ生活困窮するといったら、私もそれはそういうふうに捉えている部分はあります。であれば、要領は要領として、では緊急対策、本当に今ぜひとも必要だというのであれば、この際コロナ対策、まだまだ分からない分、不明な分ありますよね。では、村長、そこまで言うのであれば、19事業所、影響が出ているのであれば、なぜそしたら一律に50万払わないのですか。払ってあげればいいのではないですか。本当に困窮して、今商工、大変だ、どうしても維持したい、減収率も八十何%減収しているところもある、そういう部分鑑みたら、では50万一律に払ってあげればいいのではないですか、緊急だというのであれば。そういう英断を私は求めているというか、希望しているのです。それは、生きた金に絶対返ってきますから。打合せしなくていいですから。それは、絶対返ってくるお金ですから。だから、そういう部分であって、緊急だ、緊急だというのであれば、村独自の対策です、これ。国がどうのこうの、道がどうのこうの、議論、私は待っているわけではないですから。村の対策でやるのだったら、そのぐらい1,500万だったらできないわけではないではないですか。そういう考えもあるよということです。そして、あとは継続的に、村長がおっしゃったように、農業者も含めて、商工も含めていろんな分、運輸も含めていろんな部分の業者が影響出てきます、必ず。出てきた中で、それはそれに応じた中で国の施策も含めて出てくるでしょうから、特別交付税も多分対応してくれるでしょうから、今後、使い勝手のいいような形でやってくれるでしょうから、それはそれでいいのです。だけれども、今緊急対策がどうしても必要だというのであれば、やっぱり思い切った施策もすべきではないかと私は思っていますけれども。

○議 長 西山村長。

○村 長 これ思い切った施策でございます。本当に国だと50%以上の損失がないとされないということでもありますけれども、我々もこれについては制度設計について非常に考えました。そこにいけない人の補償はないわけです。3月期、決算です。4月期は、事業計画とか経営計画立てる時期であります。そのときにそういうものがなければ、これ本当に廃業、閉鎖に追い込まれることは必至ではないですか。その部分含めたら、一律にということでなくて、しっかり、商工会さんとも聞き取りもしていますし、事業者さんとの聞き取りも詳しく行っていますけれども、その部分で本当にやっぱり今必要とされるもの、あるいはこの国の恩恵に、恩恵と言ったら失礼ですけれども、対策の基準に達しなかった場合、そこは見捨てていいのかという問題です。その中で本当に困っている、パーセントだけではなくて、その実態を把握しながら実情に即して支援をするというのがやっぱり血の通った支援の在り方ではないでしょうか。そういった点で、今ご指摘もあった点もありますけれども、パー

セント等もありますけれども、その部分、50%以上であろうとなかろうとやっぱり支援すべきものは支援すべきでありますし、今やらなければ意味もないというところもありますので、その部分を先行しながら実施をし、そして今同時に進行を進めている、先ほど言った安村議員さんご指摘の部分、農業関係も含め、住民の生活、経済環境含めしっかりとやっていくということご理解いただければありがたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今村長の力強いというか、考え方聞きました。そうなれば、50万で本当に生き残りをかけてやれるぐらいな金額なのですかということにも、そこにもつながっていくと私は思います。やはり緊急対策ですから、限度額というのを当然つくらなければならない、設定しなければならないということで、50万分かりますけれども、そこまで考えたのでしたらもう少しまた別な考え方も生まれてくるのではないのかなというふうに思うところがあります。今私がちょっと気にしたのは、住民の方は今回の新型コロナウイルス、要するに感染症です。更別も味わったことないようなことが実際に起こっているわけなのです。そうすると、今の、要するにこのことがいつ終息するのか分からないような状況になっていて、住民の方は非常に不安を感じているわけなのです。例えば飲食業にしても、それからその他事業所、そういったことでいろんなところに影響しているのも不安から出てきているところが相当あると思っていますのです。私、ちょっと意見になってしまうかもしれませんが、要するに今更別で必要なのは、そういった資金繰りも必要かと思えます。だけれども、それ以上にもっと必要なのはにぎわいをどうやって取り戻すかということだと思えるのです。ですから、4市町村ぐらい、4町ですか、たしかクーポン券だとか、そういったことやっていきますよね。あれは、まさににぎわいをやっぱり要するに設けるといふか、そういった考え方からだと私は思っているのです。今村長は同時並行でそれもやっていますと言いますが、不安を払拭するために住民の方がいかに買物に行ってくれるか、いかに飲食をしてくれるか。もちろん今のこの状況ですから、マスクの着用、それから要するに三密ですよ、そういったことを守った上での話であって、そういったことどうやって指導していくのか、それが私は問われていると思っているのです。ですから、この支援事業は私は反対しているわけではないのですけれども、それ以上にやらなければならないことを即やらなければならないと思っているのです。その辺、村長、どういうふうに考えているのか。私は、住民の不安払拭のためにどういうふうに考えているのかちょっと聞きたいと思えます。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 おっしゃるとおり、当然不安を抱えられている方々、大勢、住民の方皆さんそうかなというふうに思っています。それに対するにぎわいの創出も非常に大事なことでございまして、今般緊急に臨時会を招集させていただきながら提案をさせていただいたのは、繰り返しになりますが、事業者の方々もこの状況がいつまで続くか、お客さんがいつ戻ってこられるのか、やはり不安なところもございまして。そういった中で運転資金等、新た

な借入れを起こすというところへの不安、またちゅうちよもあるものというふう認識してございまして、ここに対する即効性の高い対策として今回はご提案をさせていただいてございます。今後のにぎわい創出、良好、健全な経済発展のためには消費活動を活性化させなければならないのは当然のこととございまして、商品券、クーポン券、そういったような消費喚起の対策については今後の検討、今も検討しているところとございまして、今北海道の中で一時期第1波、今第2波が来ている中で、ここから今にぎわいを取り戻す動きというのはちょっとなかなか難しいところであるというふうには判断してございます。皆さんが安心して出かけられるようにならなければ、クーポン券もなかなか消費、投じた金額が全て回収に至らない可能性もあるというふうには思っておりますので、もう少し適切な時期を見定めながら対応してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 要するに私は順序だと思っているのです。要するに不安を払拭するためには何を村でやらなければならないか。要するに住民の方がどういうふう理解してくれているのか、しなければならないのか。それは、やっぱり行政が発信していくべきだと思うのです。さっき言った三密の件もそうですし、私パチンコ好きですから、パチンコやっていいのですかと、こういう素朴な疑問がやっぱりあるのです、これ現実には。そのことによって、幸いにして十勝は今まで1人しかなくて、今現在退院されているから、いませんよね。そういう中であつたら、こんなこともしてもいいのではないですか、こんな注意をしたらいいのではないですか、どうしてそれを村が発信しないのかなということがまず1点です。

それから、もう一点はやはりこういう話に関しては前例をつくってしまうわけなのです。先ほども言いましたように、これは特殊です、本当に。だけれども、何か困ったとき、何かあったときにこういう財政支援をしてしまうと、あのときこうやったではないかとやっぱり当然出てくると思うのです。例えばの話ですけれども、冷害がありました。そこでこれだけ損失になりました。これ出すのですか。だから、特殊な事情、分かるのだけれども、前後をやっぱり見開いた中でこういった事業進めなければならない。私はそこら辺がちょっと、先ほど反対はしていませんとは言っていますけれども、前例をつくってしまうところが更別村においては今後こういったようなことに対しては財政支援とか、そういったことをしていくべきだという、そういう判断もやっぱり必要でないのかなと私思っていますけれども、その点についてちょっと伺います。

○議 長 ちょっと詰めますか。ちょっと詰めて休憩しますか、少し。村長、ちょっと休憩しましょう。

この際、お諮りいたします。午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時25分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山村長。

○村 長 先ほどの上田議員さん、安村議員さん等々皆さんからご質問いただいておりますけれども、1つは、上田議員さんおっしゃったように、今回のコロナ蔓延ということで、感染症ということで、一番は不安をやっぱり払拭しなければいけないということでありまして。それと、情報発信についても対策会議を設立したときから広報、あるいはホームページ等で随時提供しております。また、いろんな部分もありまして、その部分については、例えば運動不足でありますと開発したどんちゃん体操とか、コロナの対策のところから運動不足の高齢者の方とか、そういう方にすぐに動画が提供できるようにもしてあります。いろんな形で対策等考えておりますけれども、今回の支給要綱につきましては、再度繰り返しになりますけれども、第1条に書いてありますとおり、今回国や道がそういうコロナ対策として行った自粛による、道の要請による影響でありまして、これが通常の災害とかいろんな部分とはこれは状況を異にするということと考えておりまして、この部分、前例となるのではないかという危惧もございましたけれども、その部分については今回国、道が発した自粛要請の対策の対策といいましょうか、その影響を受けて非常に困窮している部分があるということと速やかに対応するというので、利子補給とかいろんな部分ありますけれども、本当に聞き取りをしますと今月にでも幾らかの支援をしないと、これ非常に危機に陥っているということも何件か聞いております。今臨時会も今日招集させていただいたのは、今月中になるべく早く支給をして、その方、迷っていらっしゃるけれども、いろんな融資とか、いろんな部分の金額が減額するとか、あるいはそういった部分での営業等に影響がないように何とか早めに対応していくということを行いたいというふうに思っております。19件の、申し上げましたけれども、決して19件ではございません。これは全ての事業者に対してするというのでありますし、要綱の部分でも、これについては要綱で定めてありますので、例えば金額の変更等についても、これは検討ができればそれについては検討することもできるわけですし、とりあえず今喫緊の課題として本当に今この事業を展開しなければいけないという状況に鑑み、また本内課長も言ったように、即効性を求められていることでもありますので、今直ちに実行させていただきたい。切に議員各位の皆様にはお願いを申し上げて、他の部分についても早急に検討して、議員の皆様には提示をさせていただいて、全体としてコロナ感染症ウイルスの蔓延防止、そして経済対策等にしっかりとこれから取り組めるように行っていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 世界中が大変な思いで、電車も止まるよ、飛行機は飛ばないよ、一時会社へ戻すよと。それで、国も恐らく考えていて、あと2か月ぐらいで雇用調整金なんかで8割ぐらい事業費は補填をするよと。それまで待たないよと。待てないから、一番気になるのですけれども、50万というこの金額はこれどういうことなのですか。50万、これ私考えるに、

例えば本当の企業なりお店屋さんだとしたら、分からぬですけれども、企業を再生するのに一時金に、50万ってこれ生活費2か月分ぐらいですか、僕らが考えるに。申し訳ないけれども、今国は無利子でお金出してきているのですから、本当にあなた大変だったら村がバックアップしますから無利子、無担保で2,000万必要なら1,000万お貸ししますよと。それで事業頑張ってください。その代わり返すのは長い時間、5年とか10年と言わないで、20年ぐらい。農家、昔もの一つ取れんで、マルカン資金というのがあった、寒いって、昔の話したら笑われますけど、35年なの、返していくのが。そうすると、3.5で借りたら、複利で計算してみたら分かるけれども、8割ぐらい増えるのだ。でも、35年でも結局いくんだよね。1年のお金浮くから、長い間。昔は300万限度ですけれども。だから、その50万を1回きり渡して、商工者が助かる。これメンショクシャなのですけれども。僕は、その辺ちょっと考え方違うと思うのですけれども。どうぞ頑張ってくださいよ、村が責任持ちますよと、保証人になりますよと、なれるかどうか別にしても。その代わり数千万無理してお貸ししていますから頑張ってくださいと、そっちのほうプラスでないですか。今国もごたごた、ごたごたして、また補正組むらしいですけれども、その辺どうなのですか。熱い気持ち分かりますけれども、今なければ倒れるってそれはそうなのでしょうけれども、企業とか商業、農業もそうですけれども、これは今緊急事態ですけれども、もう少し長いスパンで考えなかったら僕は無理だと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今回給付金というような制度にさせていただいたところでございますけれども、ある程度の金額を無利子、無担保で村が保証して貸したほうがいいのかというようなご意見かなと思っておりますが、本村の中での中小企業の皆様方、それぞれ経営状況にはいろいろ違いはあると思っておりますが、実際にこれまでも前向き資金的な中小企業振興条例等に基づく融資、また制度資金等それぞれ活用されながら営業を継続されているところでございます。今回このコロナ対策に関しては、国のほうでも無利子、無担保枠、特別融資枠、そういったものを設けて、実質ほぼほぼ負担が少なくなっている低金利の時代もございまして、例えば1,000万借りれば金利が1%以下というようなところでいけば、年間数万円程度の支援というようなことも制度の中には考えられるかなというところもございまして、いずれにしても元金についてはその後の経営の中でやはり返済をしていかなければならないというふうなことで、現在も前向き投資をされているような方々の資金、借金にさらに資金、借金額が増えるというような状況になろうかと思っております。それは、経済の自然な流れの中で当然の行為というようなお考えもあろうかと思っておりますが、今回なぜこうなったのかという原因が、繰り返しにはなりますが、新型コロナウイルスの感染対策によって行政的に自粛等の要請を行って、通常の経営努力ではいかんとも難しい事態なのかなというふうに思っております。そういったところに関して自己責任の借金をしてもらおうというよりは、当座、この後この50万円で全てが丸く収まるというふうには当然考えはおりませんが、現在3月の部分に関しては4月以降新たな借入れを起こすところを少

しでも、1か月の持ちこたえになるかもしれませんが、この後の情勢次第にはなりませんけれども、そういった緊急性のものということで提案をさせていただいております。この後経済動向、商工業の動向を踏まえながら、不足があるようであればまた所要の対策は別途講じなければならぬというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それで、今おっしゃったように、恐らくこれいつまでかかるか分からないですけれども、コロナの。そして、また対策を考えると。一時金でしのぐという行政の考え方でいいのですか。それは東京都みたいに、どこかのあれみたいに、奈良みたいにがあつと押さえつけたから、おまえたちしたら100万なり200万なり、それは休めと言ったからそうだと。そういうお話でマスコミしています。それはそうでしょうけれども、今言うようにしたらこの2か月で終息しない、また大変だと。恐らくこんな簡単に終息しないでしょうけれども、したらまた次を追加をするという今課長の発言あったけれども、そういう雑な計画では駄目だと思いますけれども。

○議 長 西山村長。

○村 長 追加を、その時点で次に収まらなかったということではありません。これは国の動向とかです。今道がいろんな部分で支援策等考えていますから、それはその部分で状況判断をし、また村の経済状況、あるいは事業者の状況、あるいは村民の生活の状況を把握しながらやっぱりこれについては検討していくことでありまして、それは一律的にそういうものでまた支給をするとか、そういうことではありませんし、これについてはやはり綿密に状況分析をしながら、今もる努めておりますけれども、そういう形でしっかりと対応するということは当然でありますので、その辺のところもしっかり勘案し、見極めながら、なおかつ有効な手だてを考えていくということでもあります。

以上であります。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 2点質問させていただきます。

1点は、今まで皆さん言われているのですけれども、今回50万上限ということで緊急でここ一、二か月給付するということなのですけれども、事業をされていて、確かに上限50万で次続けられる人もおられるのですけれども、事業している以上はやっぱりここ一、二か月何百万必要な方もいると思うのです。その人に対して、同じ50万だと思うのですけれども、この50万を給付するということは、先ほど皆さん言われていますけれども、あるいは農業にすれば和牛の暴落でどうなるのだと。前回商工会に50万給付したのでないかと。では、私たちもという話になってくると思うのです、正直言って。各分野で今後やはり前例を引っ張ってしまうと。であれば、緊急にお金を給付したいのであれば、融資という形で、上限をもう少し上げて、必要ある方に無担保、無利息、長期の形で緊急に融資をします。なぜかという、国から出てくるまで間に合わないからという話が出ているので、そういうことも考えられ

るのでないかと。融資となれば、今後全て前例を引っ張ったときもそう問題にならないのではないかと私はまず一点思います。

もう一点は、先ほども上田さんもちらっと言われていましたけれども、今後のコロナ対策に関することなのですけれども、国のほうで今、国は東京に行くのを自粛すれ、あるいは道内でも札幌のほうは要するに自粛すれと言っておりますけれども、これから一番カントリーパークが影響すると思うのですけれども、キャンピングカーなどで連休をはじめ来られると思うのです。そして、その人たちが、来てくれるなど言えるかどうか分かりませんが、管外から訪れる方の要するにコロナ対策ですか、ということになって、自粛を求めるとなるとこれから一番影響してくるのはやはり観光業であり、更別でいえば道の駅、カントリーパークですか、そういうところが一番影響してくると思うのです。それは、そういう人が、本当はこういう言い方よくないのですけれども、あまりよそから来られると村内の人もコロナ対策に対しては非常に不安を感じるということになってくると思うので、その辺も全て含めて、やはりこの緊急対策の中には今後の観光、今現段階では3月はそれほど減収はしていないけれども、それも4月以降減少していくと思われる事業者もいると思うのです。その辺もやっぱりしっかり含めた中で対策をすべきであり、言いつらいけれども、ほかから来てくれるなどは言えないのですけれども、そういう人たちをどのように考えているのか、その辺も含めて村長の考えをお伺いします。

○議 長 課長、サービス業、観光の部分含めて。

本内産業課長。

○産業課長 2点ご質問あったかと思えます。商業関係への給付という形の中で、農業関係等からの声も上がるのではないかなというふうなお話とそれに付随して、そういうことになるので融資制度のほうがいいのではないかなというふうなお話についてですけれども、農業者の方も当然この後の、冒頭でもお話ししましたが、やはり影響が出ていることは把握してございまして、ただそれに関してはこの後またさらにつまびらかになってくる部分があるかと思っております。その状況を踏まえて、適切な対応策、また講じていきたいというふうにご考えているところでございます。また、その方法についても、今回の給付金というのは、これも何度も申し上げますが、3月期、既に収入が減少している、毎月の収入の中でのことでございまして、事業継続の運転というふうな面からの支援策ということでございます。総トータルの影響、この後も各方面で出てくることは想定されてはおりますけれども、現段階で講ずる部分としての第1段階目というふうなことでご理解をいただきたいなというふうにご考えています。給付をするのか利子補給の制度を行うのかというのは、この後の状況を踏まえながら別途対策、今回給付したから次回以降も給付にするということが決まっているものではございません。

また、観光業等への対策ということでございますが、現在のところカントリーパーク等も先週の段階ですと予約は6か月先まで、夏休み期間も含めてかなり入っているような状況でございまして、キャンセルの動きは今のところはまだないところですが、道外、また札幌

圏、そういったところからの予約も入っております。件数的にもこちらでも把握はしているところでございますが、今のところ各自治体の要請に基づいてその地域の住民の方が適切に判断をされてキャンセルをされるということが多くなるのではないかというふうに思っておりますが、現在のところこちら事業者側からお断りするというようなことは今の段階ではまだ判断をしているところではございません。休業等を行うということは現段階のところでは考えてございませんけれども、この後の情勢次第によっては当然そういったことも検討の視野には含めて、指定管理者とも協議はしているところでございます。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今課長答弁させていただきましたけれども、織田議員さんのご指摘等につきまして、融資とかいろんな分も、その部分も本当に議論をしました。その部分、これからまた国の施策とか出てきますし、一番危惧しているのは今週に北海道が共同宣言、札幌で出しましたけれども、国の指定が入りますと、そういう動向が朝から報道されていますけれども、もしそれが宣言出されますと、これについてはまた自粛とかいろんな関係で対応について道の方針も出てきますし、その都度、学校関係は道教委からも出てくるのですけれども、そのたびに対策本部でどうするかということについても議論しております。その部分踏まえまして、今後融資、当然そういったことありますから、そういうこともしっかりご指摘のとおり考えていかなければいけないというふうに考えておりますし、観光問題は先々週ぐらいから閉鎖するキャンプ場とか出てきておりますので、その辺については先週のうちに動向をつかむということで指示をしまして、各町村の、今日道新にも出ておりましたけれども、一部マスコミも出ておりましたけれども、いろんな形での対応が出ております。いろんな自粛、あるいは往来の、これを自粛せよということになりますと、今予約も入っておりますけれども、感染状況とか対策の状況に応じましてはこれ対策を打たなければいけないというようなこともありますし、そこは本当に周りの自治体に合わせるということではなくて、やっぱり村の状況、国の状況、そういう宣言の自粛の要請等を鑑みながら適正に対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 要するに村が自粛要請したときこそ本当の支援対策が必要でないかと私思うわけなのです。ですから、その辺はきちんと計画性を持って、今村長言われたように、やはり事前から議論をして、そういう体制を取るべきだと思うのです。また戻ってしまうのですけれども、今回の給付金、一番危惧しているのは、先ほど皆さんおっしゃっていますように、これが前例となることなのです。これは3月期ですよといいますけれども、では5月期どうなのだ、では3月期、ちゃんと皆さんに給付したのでないかと。何で5月期駄目なのだ。それは、国がいろんな制度出てきたからだ。国はお金くれるならいいのですけれども、国もやはり資金です、下手したら。それを比較すると、ちょっと村として対応に矛盾が出る

のでないかということで、今後、一度前例をつくってしまうとという不安を感じて、私はやはり緊急ならすぐ、あしたからでも融資してあげればいいのかというのが私の意見であります。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘の織田議員さんの融資の分もありますけれども、あくまでも今回は緊急かつ即効性のあるということでご理解いただきたいと思えますし、決してこれが前提となるというふうには、前提とするというものについては考えておりません。そういう点でご理解いただきたいのと、今後また国のいろんな動向とか支援策出てきますので、そういったことを鑑みて、適切にまた、やっぱり一番大事なのは村民の皆さんの理解を得られるということですので、その部分をしっかり考えながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 中小の企業という組織に対してのお話だと思って聞いていました。その組織を構成しているのは当然一人一人の社員、個人になるわけです。経営的に今の職員体制ではやっていけないと。だから、規模、職員を縮小するというような動きが現に出ているのか出ていないのかというのがまず、もしそういう調べがあったとしたらお聞きしたいというふうに思っています。究極のところは、やはりそこで働いている人間の問題だと思うのです。一般的に今テレビなんかでも放映されていますけれども、ある飲食店なんかではパートはみんな辞めてもらったと。家族単位の小さなところですから、今回の話とは直結はしないのかもしれませんが、そういうようなことが生じないような一つの救いの手という捉え方もできるのだらうなと思って聞いていたのですが、仮に今回のコロナウイルスの関係で申し訳ないけれどもいついつをもって辞めてもらうよというようなところに対しての何かの救済措置というようなことも含めて考えていただくということは、今後のこととしてその余地があるや否や、そういうことをお聞きしたいというふうに思います。よろしくどうぞ。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 当然お店等の従業員の対策ということでございます。ここに関しては、詳細な調査については行ってはおりませんが、幾つかお聞きしている事案の中では、幾つかといいますか、例えば道の駅のさらべつ産業振興公社であれば、パートの従業員のシフトが減らされているような状況にはございます。解雇ということではなく、臨時的に入っていたか方に入っていたかでないで、正職員だけでやっているというような状況、当然パートさんの方は収入は減っているような形になるかと思っております。そのほかのお店でもアルバイトの方、ちょっと休んでもらっているというようなお話は聞いてございます。それが解雇というような形にはなっていないのかなというふうには受け止めているところでございます。この雇用の調整に係る従業員に対して休んだときの休業補償、給料補償的なものは、

これまでの雇用の、国のそもそもの雇用調整給付金等の制度もございまして、こちらのほうに該当になっていく場合には支給がもともと補償制度としてあるというようなことでございますが、こちらの雇用調整給付金につきましても今回のような指定地域であれば8割のところは9割まで補填されると、事業者の方、給料を払った分の。そういった制度もございまして、いずれにしても事業所の手出し等もあるところでございまして、そういった対応が可能なところ、そうでないところというのについては今後また調査もしながら、そういった影響が出ていないか。それらを含めてそもそもの事業所が継続して運営が可能な状況を整えておくということもやっぱり必要なのかなというふうに思っております。今後のそういった状況によって国の補償制度等で不足する事態があるようでしたら、そのあたりの対策も検討してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 緊急性については十分理解をします。そのとおりだと思います。ただ、これからも継続をしていく、していってもらわなければいかぬ事業者については、僕は逆提案で、まず反対意見。

反対意見で。難しいのでしょうけれども、金利ゼロで、2,000万で、20年払いぐらいなことを村が保証してあげたらいいと思います。それでなければ、これだけ世の中が狂った中では、50万の場所も分かりませんが、それは何ぼか足しにはなるのでしょうけれども、事業者を助けるには非常に厳しいと思います。無審査で、難しいでしょうけれども、最低、もうちょっと長いほうがいいのでしょうけれども、20年払いぐらいで無金利で、それを村が保証する、そういう形で逆提案させていただく。それで、今回のことについてはもう少し数字上げて、慎重に、言葉で1,000万損している人、それいない人、やはりちょっと雑な提案だと思っています。

以上です。

○議 長 今みたいな修正案を出す場合については。

(何事か声あり)

○議 長 内容については、よろしいということですか。

(「ええ、いいです」の声あり)

○議 長 それについては、今言及はしないということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議 長 それでは、原案に対する賛成者の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 私原案に対して賛成する立場で申し上げたいと思います。

中身に関しては、この50万がいいのかどうなのかという、要するに限度額ですから、この原案でよろしいでしょう。ただ、私附帯意見としてちょっと申し上げたいのですけれども、先ほど住民の不安、要するに払拭、それから何がよくて何が悪いのだ、そして住民自らが飲食店なり商店なり、いろんなところで参加していかなければならない、そういったことを早急にやっていただかなければ、今考えているではやっぱりだめなのです、これ。だから、そういったことを、条件ではないですけれども、要するにそれを付け加えさせていただいて、原案に賛成したいと思います。

○議 長 上田議員、附帯議はつけられませんので、一応こういうものも考えていただきたいというところにとどめていただきたいと思います。

(「そう言うことにしておいて下さい」の声あり)

○議 長 原案に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

7番、織田さん。

○7番織田議員 私も松橋議員さんと似ているのですけれども、今回50万で商工業者さんが次の事業に継続される方もおるでしょう。でも、とてもではないが、そんな額では足りないという方もたくさんおられるのです。やはりここは私は緊急性を持って即融資するというような考えで、給付するのではなくて、融資であれば認めれるのですけれども、給付については、先ほど言いましたように、今後和牛等いろんなものに、今回給付だといいながら一度やってしまうと関連していくおそれがありますので、それは今回の給付については私は反対いたします。

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する反対者の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 本案件につきましては、種々説明いただきましたけれども、50万の算出根底の基礎が明確にまず説明されていないということは、これは極めて重要な欠落だというふうに私は思っています。緊急性があつて、一生懸命やるというのであれば、もっとやはりしかるべき対応を図るべきが緊急対策の要因だというふうに私は思っています。決してこの原案に対しての部分の全体的に支給をする、支援をするという対策については私は賛成はしたいと思いますけれども、在り方論についてはもう少しやっぱり慎重にきちっと全体を含めた中の、網羅した中の一環としてこの対策を打つのだという論法だったら私は認められるのですけれども、突出もなくこれから後づけにする、国の対策も含めて、道の対策も含めて後から出てくるものを包括しながら検討するというのだったら、これ緊急対策の意味がありませんので、そういうものを村の独自としてやるのであればやるという体制の中で、きちっと本当に助けというよりもやっぱりこの更別村の、小さな村の商工も含めて絶対潰さないのだと、ここを何とか乗り切ってみんなで頑張れるのだという体制であれば私は

認めたいと思うのですけれども、どうも50万の根拠で助けることはできないのではないかと
いうふうに思っていますので、この点については再度検討していただきたいという部分
の要望も含めまして、原案については反対をさせていただきます。

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 私は、この原案に対して賛成いたします。

まずは、50万という金額に対してですけれども、まずこの商工業に対して、特に飲食業に
対しては廃業させてはならないという気持ちは私も大きく持っているところであります。
そして、国のこれからの対策という面に関しましても5月以降、今後まだまだ状況が見えて
こない中で商工業、飲食業、そういった人たちのつなぎ資金、運転資金のためには必要なも
ののだとも感じますし、それを村の考えとして、村長がおっしゃいましたとおり、今あるつな
ぎ資金にはなるかもしれないですけれども、そういった気持ちを、不安を払拭させる、ここ
で商工業者からだとしてもマイナス思考からプラス思考へ少しでもにぎわいを持たせるた
め、今後それがプレミアム商品券、農業者の方、全ての方につながる対策が今後打ち出され
ることもどんどん検討されると思いますけれども、まずは村長の英断をもって今回この提
案したことを指示したいと思います。

以上です。

○議 長 原案に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 先ほどから説明をたくさんいただいたわけなのですけれども、道や国の
緊急事態宣言が発せられたことによってという説明が何度かあったかと思えます。そのた
めに支援が必要であって、そして村長からもお店が、事業所が助けてほしいと言っていると、
潰れてしまうのを見逃すわけにはいかないというお話もございました。お仕事の中には
様々な更別村内でございまして、ではほかはどうするのだというご意見、お話もあったかと
存じます。今一番先にできることからとおっしゃいましたので、賛同したいと思えます。今
後いろいろな職種によっては大変な方も声を大にして、もしかしたら言ってこられる方も
あると思えますので、しっかりと耳を傾けて話を聞いていただきたいですし、村の考え、ま
た道の考え、国の考え等々もあるかと思えますけれども、まず先にというところで賛成させ
ていただきます。

以上です。

○議 長 原案に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行われます。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議 長 ご着席ください。起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和2年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午後 0時02分閉会)